

第126号議案

東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、東三河広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

提案理由

東三河広域連合において東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく新たな事務を行うため提案する。

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように
に変更する。

第4条第12号に次のように加える。

エ 地域産業を担う人材の育成支援に関すること。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。